

農業用共同利用施設整備事業補助金

物価高騰の影響を受けている市内農業者団体等に対し、共同利用施設整備における機械等の導入又は更新に係る経費の一部を補助します。

【補助対象者】

以下の(1)(2)のいずれかに該当し、交付決定日から令和8年2月27日までに機械等の購入、設置、支払いが完了できる者。



岡山市HP

- (1) 岡山市農業協同組合、晴れの国岡山農業協同組合
- (2) 岡山市内に住所を有し共同利用施設を利用する構成員数等が20人以上の農事組合法人、出荷組合、生産部会等の農業者が組織する団体

【対象事業・対象経費・補助額】

【対象事業】

補助事業者が岡山市内の農業用共同利用施設に設置する機械等を導入又は更新する事業で総事業費が概ね5,000万円未満のもの

【対象経費】

機器等の購入費及び工事費、運搬費等の設置に係る費用（消費税等は除く）

【補助率】

補助率	上限額
2/3以内	1000万円

【申請手続き】

※次の書類を原則、郵送でご提出ください。（郵送料は申請者負担）

- (1) 補助金等交付申請書、実施計画書（様式第1号）※(1)に必要な書類を添付
- (2) 市税等に滞納のないことを証する書類（法人格を有しない団体においては代表者の市税等に滞納のないことを証する書類）
- (3) 申請が認められた場合、補助金等決定通知書を送付します。決定通知を受けてから事業に着手してください。

【申請先】

岡山市役所農林水産課

〒700-8544 岡山市北区大供1丁目1番1号

TEL : 086-803-1344 FAX : 086-803-1739

メール nousui@city.okayama.lg.jp

【申請期間】 令和7年5月1日(木)～令和7年5月30日(金) (消印有効)

必要書類

交付申請時

- 補助金等交付申請書
- 岡山市農業用共同利用施設整備事業 実施計画書（様式第1号）
 - ・法人又は農業者団体の代表者の市税滞納無証明
 - ・施設の平面図（申請する機械等の設置場所）
 - ・補助事業者の定款又は規約、施設管理規定、構成員（施設利用者）等名簿
 - ・見積書（3者以上）、カタログ等
 - ・規模決定根拠がわかる資料※必要に応じて
 - ・収支予算書

市→申請者 補助金等交付決定通知書を交付

実績報告時

- 補助事業等実績報告書
- 岡山市農業用共同利用施設整備事業 実績報告書（様式第1号）
 - ・完成写真、納品書、請求書または領収書の写し
 - ・収支決算書
 - ・財産管理台帳

市→申請者 補助金等確定通知書を送付

補助金の交付を受けた者は、事業実施年度の翌年度3月末日までに実施結果報告書の提出が必要です。（令和9年3月末まで）

- 岡山市農業用共同利用施設整備事業実施結果報告書（様式第2号）

申請・問合せ先（問合せ時間：平日午前9時から午後5時）

岡山市役所農林水産課

〒700-8544 岡山市北区大供1丁目1番1号
TEL：086-803-1344 FAX：086-803-1739

